



2023年8月25日

各 位

会 社 名 株式会社 安永  
代表者名 代表取締役社長 安永 暁俊  
(コード：7271、東証プライム)  
問合せ先 管理本部長 北村 直紀  
(TEL. 0595-24-2122)

## 自己株式の公開買付けの買付価格等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年8月22日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、同日付で公表しておりますが、本日、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を正式に決議いたしました。また、本公開買付価格が本日決定されたことに伴い買付け等の概要に係る日程等が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本公開買付けの詳細は、2023年8月22日付で公表の「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」（以下「2023年8月22日付プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

### 記

#### 1. 買付け等の価格

当社は、2023年8月22日付で、本公開買付価格を、1株につき金765円とするが、本公開買付価格最終決定日の前営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には、当該下回る金額とすること（以下「本価格決定メカニズム」といいます。）を決議しておりました。この度、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる本日付の書面決議により、本公開買付価格を最終的に決定することとし、前営業日である2023年8月24日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値は795円であったことから、当社は、本公開買付価格について、本日付で、以下のとおり正式に決議いたしました。なお、当社代表取締役社長である安永暁俊氏は、応募予定株主の1社である有限会社YASNAG（以下「YASNAG」といいます。）の議決権の56.7%を所有する株主であり、同社の取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社とYASNAGとの事前の協議にはYASNAGの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議（書面決議を含みます。）には参加しておりません。

## (1) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金 715 円

(注) 本価格決定メカニズムに従い、1株につき金 765 円(以下「本公開買付上限価格」といいます。)と、本公開買付価格最終決定日の前営業日である 2023 年 8 月 24 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して 10%をディスカウントした金額である金 715 円(円未満を切捨て)とを比較した、低い方の金額となります。

## (2) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

2023 年 8 月 22 日付プレスリリースに記載のとおり、2023 年 8 月 22 日開催の取締役会における決議により、本公開買付価格は、本価格決定メカニズムに従い決定するものとし、正式には、本公開買付価格最終決定日に決定することとしておりました。そして、当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、本価格決定メカニズムに従い、本公開買付上限価格(765 円)と前営業日である 2023 年 8 月 24 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して 10%をディスカウントした金額である 715 円(円未満切捨て)とを比較した結果、低い方の金額である 715 円を本公開買付価格とすることを決議いたしました。

本価格決定メカニズム及び本公開買付上限価格の算定根拠等については、2023 年 8 月 22 日付プレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

本公開買付価格である 715 円は、本公開買付価格を正式に決議した取締役会決議日の前営業日である 2023 年 8 月 24 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 795 円に対して、10.06%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。)、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 879 円(円未満切捨て)に対して 18.66%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 909 円(円未満切捨て)に対して 21.34%をそれぞれディスカウントした金額となります。

### ② 算定の経緯

2023 年 8 月 22 日までの算定の経緯につきましては、2023 年 8 月 22 日付プレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」をご参照ください。なお、2023 年 8 月 23 日以降の算定の経緯は以下のとおりです。

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、本価格決定メカニズムに従い、本公開買付価格を、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の 2023 年 8 月 21 日の終値(850 円)から 10%をディスカウントした金額(765 円)と同月 24 日の終値(795 円)から 10%をディスカウントした金額(715 円。円未満切捨て)とを比較し、その低い方の金額である 715 円とすることを決議いたしました。

## (3) 買付け等に要する資金

1,343,090,000 円

(注) 買付予定数(1,826,000 株)を全て買付けた場合の買付代金(1,305,590,000 円)に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用)の見積額を合計したものです。

## 2. 買付け等の概要

本公開買付価格が本日決定されたことに伴い以下のとおり日程等が確定したものです。その他の買付け等の概要については、2023年8月22日付プレスリリースの「3. 買付け等の概要」をご参照ください。

### (1) 日程等

① 公開買付開始公告日	2023年8月28日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
② 公開買付届出書提出日	2023年8月28日（月曜日）
③ 買付け等の期間	2023年8月28日（月曜日）から 2023年9月25日（月曜日）まで（20営業日）

### (2) 決済の方法

① 決済の開始日 2023年10月18日（水曜日）

②（注）本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含まれます。）を指します。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2023年9月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2023年10月17日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

## 3. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上